

災害時における人権

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 📠 0857-20-3052



災害に備えて
最近、日本各地で地震やゲリラ豪雨などによる災害が発生しており、テレビ、新聞などではさまざまな被害が報じられています。
鳥取県内でも、鳥取中部地震、大雪、台風など、近年大きな災害が発生しています。このとき、一人ひとりの安全と命を守るための行動が重要です。
そのためにも、普段から町内会や自治会の行事として防災訓練や啓発活動を通して地域のつながりを強くし、災害時に協力して助け合えるようにしておくことが大切です。

災害と人権侵害について
災害が発生すると、避難および避難生活を余儀なくされ、それまでの日常の生活が送れなくなるというところも起ります。
災害からやつのことで逃れて避難したとしても、高齢者、障がいのある人、子ども、妊産婦などの「要配慮者（※注）」の人たちは、避難所の中では情報は自ら収集しなければならぬ、移動が自由にできない、プライバシーが守られないなど避難生活がより厳しく困難な状況になります。
そのため、行政や地域による人と人のつながりを重視したきめ細かな取り組みが求められるところです。
また、これまでマスメディアでも報道されましたが、災害時には偏見や差別によるいじめも発生しています。
その背景には、無知、周りの大人の無責任な発言と避難者のつらい思いへの理解不足

取り組みについて
災害時に発生するさまざまな人権問題を未然に防ぐ取り組みが必要で、そのためには過去の災害から学び、普段から私たち一人ひとりが、災害時にあらゆる人の命を守るために、自分自身のこととして対策を考え、備えることが求められています。
本市では、避難行動要支援者（※19ページ参照）支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力して市民が互いに助け合える体制づくりを推進し、地元での防災訓練などを通じた実践的な防災知識や能力と自主防災組織の体制充実を図ります。
また、被災者への差別、被災地に対する風評被害など人権侵害を起こさないよう啓発



私たちが一人ひとりには安心して暮らすことができる権利「人権」があります。しかし、さまざまな「災害」が起こった時、その権利が守られない状況が起こります。一人ひとりの人権が守られるためにどのようなことが大切でしょうか。今回は、私たちの「人権」と「災害」について考えます。

私たちが、差別や偏見を無くすことに取り組み、被災し避難した子どもを含むみなさんから心身に受けた影響や慣れない環境への不安を聴き取って、持続的に寄り添ったケアをする必要があります。

（※注）災害対策基本法の改正に伴い、平成27年4月1日から、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦など、災害時において特に配慮を要する人を「要配慮者」とし、また、そのうち災害などが発生または発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人を「避難行動要支援者」という名称とすることとなりました。

市職員の給与などの状況をお知らせします。

本市職員の「給与」には、基本給である「給料」と、扶養・期末・勤勉手当などの「諸手当」があります。これらは地方公務員法の規定に基づき、国の人事院勧告などを参考に市議会の審議を経て条例で定められています。平成29年度の状況は下記のとおりです。

今後は、平成28年3月に策定した「定員管理方針」に基づき、4月の中核市移行による事務移譲で必要となる専門職を含めた職員数の確保や、行政需要の変化を考慮しながら、業務執行体制や効率的な組織への見直しを進めるとともに、職員数、人件費の適正化に努めていきます。

問い合わせ先 本庁舎職員課 ☎ 0857-20-3108 📠 0857-20-3040

1. 給与費とその内訳（平成29年度普通会計当初予算額）

職員数	給与費	前年度比	
1,168人	給料	50億1,762万円	1.4%
	職員手当	7億5,877万円	
	期末勤勉手当	18億9,812万円	
	計	76億7,451万円	

※給与費には短時間勤務職員分を含んでいます。

2. 平均給料月額・平均年齢（平成29年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	328,831円	44歳1カ月

3. 主な手当（平成29年度当初）

区分	内容		
扶養手当	①配偶者	月額	10,000円
	②子	月額	8,000円
	③満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人の加算額	月額	5,000円
	④配偶者、子以外の扶養親族	月額	6,500円
期末手当	支給の時期	期末手当 勤勉手当	計
	6月期	1.225月分 0.85月分	2.075月分
	12月期	1.375月分 0.85月分	2.225月分
退職手当	区分	自己都合	定年・勤奨
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続30年	36.105月分	42.4125月分

※定年前早期退職者への加算措置あり

4. 特別職の給料など（平成29年度当初）

区分	月額	期末手当
市長	1,026,000円	▶ 6月期 1.55月分 ▶ 12月期 1.7月分 計 3.25月分
副市長	850,000円	
教育長	722,000円	
議長	584,000円	
副議長	513,000円	
議員	475,000円	

5. 給与費の推移（各年度普通会計当初予算額）

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
72億1千万円	73億5千万円	75億1千万円	75億6千万円	76億7千万円

6. ラスパイレス指数の推移（各年度4月1日現在）

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料月額を100とした場合の地方公務員の比率です。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
106.0* (102.8)	97.6	98.2	98.2	98.0

※平成25年度の国家公務員給与は、臨時特例法案により平均7.8%減額されています。
※カッコ内は、給与削減（平均3%カット）後のラスパイレス指数

7. 職員数の推移（各年度4月1日現在）

4月の中核市移行により、職員数の増加が見込まれますが、適正な職員数の維持に努めていきます。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,325人	1,289人	1,267人	1,254人	1,254人

※短時間勤務職員は含みません。

